

## 制限行為能力者 宅建 H20-01-3 <<#737>>

【問】 正誤をつけよ。

精神上的の障害により事理を弁識する能力が不十分である者につき、4親等内の親族から補助開始の審判の請求があった場合、家庭裁判所はその事実が認められるときは、本人の同意がないときであっても同審判をすることができる。



【答え】 誤り

### <<ポイント>> 補助開始の審判 【発展】

1 精神上的の障害により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる。

2 本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない。  
(民法 15 条 1 項本文、2 項)

⇒ 後見開始の審判、保佐開始の審判の場合、本人の同意は不要